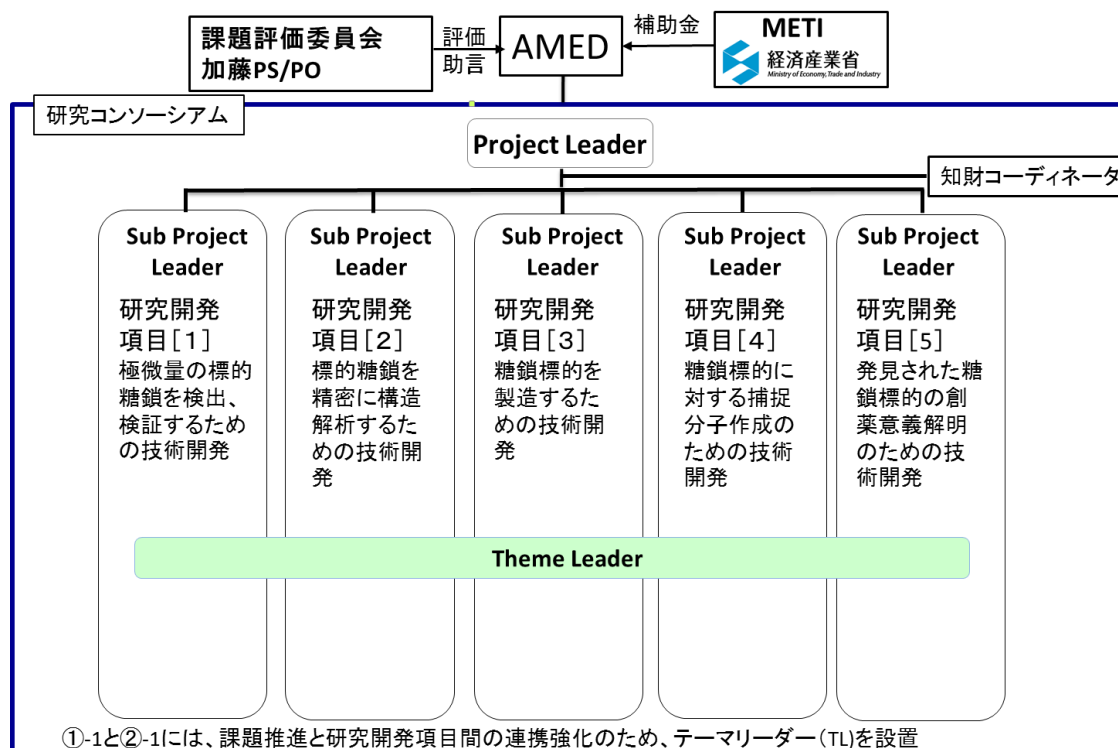


次世代治療・診断実現のための創薬基盤技術開発事業 H30年度公募Q&A

[公募要領]

(問1) 公募要領 III.1-4 「留意事項」において、「採択された研究課題は、平成28年度「糖鎖利用による革新的創薬技術開発事業」の現研究体制に加わることにより、一体的な研究の遂行を行うこと」とあるが、『平成28年度「糖鎖利用による革新的創薬技術開発事業」の現研究体制』とは何か。

(答) 糖鎖利用による革新的創薬技術開発事業には、5民間企業、8大学、3公的研究機関、1公益財団法人、及び1一般財団法人が参画しています。慶應義塾大学の坂元亨宇教授をプロジェクトリーダーとして、5人のサブプロジェクトリーダーおよび2人のテーマリーダーを中核として、運営・推進されています。



参考:

<https://www.amed.go.jp/content/000003929.pdf>

https://www.amed.go.jp/koubo/06/01/0601C_00007.html

[公募要領]

(問2) 公募要領 III.1-4 「留意事項」において、「また、採択後、AMEDとの契約とは別に、事業参加者間の知財合意書を提出すること」とあるが、『事業参加者間の知財合意書』とは何か。

(答) 本事業の受託者は、プロジェクトメンバー間で知財マネジメントに関して協議し、合意した内容を知財合意書として作成し、原則、委託研究開発契約締結前に提出していただきます。知財合意書に記載すべき項目としては、(1) 知的財産のマネジメント体制(知的財産管理委員会等及び知的財産戦略部門など)、(2) 秘密保持、(3) バックグラウンドIP(プロジェクト参加者がプロジェクト開始前から保有していた知的財産権)の取扱い(4) フォアグラウンドIP(プロジェクト参加者が、プロジェクトの実施により得た知的財産権)の帰属、(5) フォアグラウンドIPが共有である場合の取扱い、(6) 知的財産権の実施許諾(プロジェクト期間中及び期間後)、などが挙げられます。詳細につきましては採択後に改めてご説明いたします。

[公募要領]

(問3) 公募要領 IV. 「提案書類の作成と注意」において、「公募研究開発課題名」は、どのように記載すればよいのか。

(答) 公募研究開発課題名は、「糖鎖標的等の創薬研究」と記載してください。